

## 令和5年度全国高等学校総合体育大会総合開会式について

### 1 総合開会式の日程

総合開会式の日程は、令和5年7月22日（土）とする。

### 2 総合開会式の会場（予定）

総合開会式の会場は、「北海道立総合体育センター」とする。

### 3 総合開会式会場の概要（予定）

#### (1) 施設名称

- ・北海道立総合体育センター（愛称：北海きたえーる）

#### (2) 所在地

- ・札幌市豊平区5条11丁目1-1

#### (3) フロア面積

- ・メインアリーナ（地下1階） 3,886㎡

#### (4) 収容人員

- ・地下1階 …… 移動席 1,872席
- ・1階 …… 固定席 2,612席、貴賓席 72席、身障者席 20席
- ・2階 …… 固定席 1,388席

### 4 総合開会式会場を北海道立総合体育センターとする理由（予定）

(1) 屋外での総合開会式の実施は、熱中症などが心配されるが、北海道立総合体育センターは空調設備があり、大会を控えた選手の負担を軽減できる環境を提供することができる。また、屋外での実施は、降雨による影響も懸念される。

(2) 道内最大級の屋内総合施設であり、平成30年8月には、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、北海道150年記念式典を開催した実績がある。



## 令和5年度全国高等学校総合体育大会開催基本構想

## 1 基本的事項

## (1) 目的

令和5年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）は、令和5年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針（以下「開催基本方針」という。）に則り、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

## (2) 大会期間

令和5年7月22日（土）～8月21日（月）

## (3) 会場地市町及び競技種目

会場地市町	競技種目
札幌市	陸上競技
	体操（体操競技・新体操）
	水泳（水球）
	バスケットボール
	卓球
	バドミントン
	柔道
	レスリング
	弓道
	ボクシング
江別市	水泳（競泳・飛込）
	ホッケー
千歳市	なぎなた
恵庭市	空手道
石狩市	ソフトボール
室蘭市	フェンシング
苫小牧市	ソフトテニス
	テニス
函館市	ハンドボール
	自転車競技（トラック・ロード）
北斗市	相撲
旭川市	バレーボール（男子）
	サッカー（男子）
	少林寺拳法
士別市	ウエイトリフティング

東川町	登山
上川町	
美瑛町	
上富良野町	
網走市	ボート
帯広市	サッカー（女子）
	剣道
	アーチェリー
釧路市	バレーボール（女子）
釧路町	
山形県西川町	カヌー

※会場都市町とは、会場地実行委員会（合同を含む。）を設置する予定の市町をいう。

#### (4) 準備・運営体制

##### ア 北海道実行委員会

大会の総括的な準備及び運営に当たるため、北海道実行委員会（以下「道実行委員会」という。）を設立し、開催基本方針に基づき、その推進に努める。

##### イ 会場都市町実行委員会

競技種目別大会の準備及び運営に当たるため、会場都市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）を設置し、開催基本方針に基づき、その推進に努める。

##### ウ 北海道高等学校体育連盟

北海道高等学校体育連盟（以下「道高体連」という。）は、関係機関・団体等との密接な連携・協力のもと、円滑な競技運営に努める。

#### (5) 経費

大会の準備及び運営に必要な経費は、国庫補助金、北海道負担金、会場都市町負担金、全国高体連負担金、都道府県高体連助成金、競技団体助成金、参加料、協賛金、プログラム販売、広告料等を充てる。

## 2 総合開会式

### (1) 趣旨

総合開会式は、開催基本方針に基づき、簡素化・効率化に努めるとともに、高校生が企画・運営に携わることにより、高校生の心に残る開会式を目指す。

### (2) 開催期日

令和5年7月22日（土）

### (3) 会場

北海道立総合体育センター（北海きたえーる）

### (4) 入場行進する都道府県選手団

競技日程、総合開会式場までの距離及び交通事情等を勘案し、原則として、総合開会式会場及びその近隣で開催する競技種目の選手、監督及び都道府県の本部役員とする。

## (5) 総合開会式次第

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）が定める「全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下「開催基準要項」という。）」及び全国高等学校総合体育大会総合開会式式典基準に基づき作成する。

## (6) 式典の企画

ア 式典の企画については、開催基本方針等を踏まえ、高校生の発想を十分に取り入れ、北海道の歴史と文化にも配慮しながら、北海道の素晴らしさを感じる内容とする。

イ 演技・演奏については、高校生の豊かな感性や創造性を最大限に発揮できるよう配慮する。

ウ 式典放送については、高校生の明るくはつらつとしたアナウンスにより、式を円滑に進行することができるよう配慮する。

エ 草花装飾については、各装飾場所の条件や機能を十分に考慮し、全国から訪れる方々を温かくもてなす心を表現するよう工夫する。また、農業科等を有する高等学校が、日頃の学習成果を発表する機会となるよう配慮する。

## 3 競技種目別大会

### (1) 趣旨

競技種目別大会は、開催基準要項に依拠するとともに、開催基本方針に基づき、選手があこがれの舞台で最高のパフォーマンスを発揮できるよう環境整備や体制づくりに努める。また、効率的・効果的な大会運営を目指す。

### (2) 運営組織

道実行委員会は、道高体連、北海道関係競技団体（以下「道競技団体」という。）及び市町実行委員会と連携を図り、大会運営を行う。

### (3) 競技会場・練習会場等

ア 競技会場及び練習会場として使用する施設・設備は、既存の施設・設備を有効に活用する。

また、練習会場は、原則として、学校の施設等を活用することとし、勝ち残りチーム・人数等を考慮し、必要最小限にとどめる。

イ 仮設の施設・設備については、競技特性及び安全面に配慮し、必要最小限にとどめ、運営に支障がないよう計画的な整備に努める。

### (4) 競技用具・備品

ア 道、会場地市町及び道競技団体等が現有しているものを活用する。原則として、新たな競技用具・備品の購入はしない。

イ 用具に不足が生じた場合は、道等が所有する用具の借用に努める。

なお、道等が所有する用具で賄えない場合は、可能な限り近隣県からの借用に努める。

ウ 上記ア及びイにより調達しても不足する競技用具・備品については、道実行委員会と市町実行委員会が別途対応について協議する。

### (5) 競技・運営役員等の編成

ア 競技・運営役員等の編成については、道高体連が全国高体連競技専門部、関係全国中央競技団体、道高体連専門部及び道競技団体と十分協議し、道実行委員会と調整の上、編成する。

- イ 競技・運営役員等は、原則として、道内関係者で編成し、必要最小限の人数で最大の効果を上げるよう適正な配置を行う。
- ウ 競技運営上、道外関係者に協力を要請しなければならない場合は、近隣県の関係者を優先する。
- エ 編成に当たっては、学校関係者の協力が得られるよう配慮する。

**(6) 競技・運営役員等の養成**

- ア 競技役員及び競技補助生徒の養成については、道高体連専門部及び道競技団体が主体となり、道実行委員会及び市町実行委員会と連携を図り、計画的に実施する。
- イ 運営役員及び運営補助生徒の養成については、道実行委員会及び市町実行委員会が主体となり、道高体連及び道競技団体と連携を図り、計画的に実施する。

**(7) 開・閉会式**

開・閉会式は、開催基準要項に基づいて実施し、華美にならないよう簡素化に努める。

**(8) 経費**

競技種目別大会の運営経費については、道実行委員会が、一律シーリングによる大会経費の削減を踏まえ、道高体連専門部及び市町実行委員会と十分協議した上で決定する。

**4 広報**

**(1) 趣旨**

大会の開催に当たり、高校生をはじめ、道民の理解と協力のもと、全国から訪れる関係者を温かく迎え、次の主な対象と目的に応じて、時機と手段を適切に選択した上で、様々な広報媒体を活用するとともに、積極的かつ効果的な広報活動を展開し、高校生最大のスポーツの祭典にふさわしい大会とする。

**(2) 主な対象と目的**

- ア 道内中学校・高等学校関係者、中・高校生及び保護者  
地元で開催される大会への出場意欲を高めるとともに、高校生が主体的に大会を盛り上げ、準備やおもてなしに取り組む気運を高める。
- イ 道内スポーツ関係者  
それぞれの立場から、広く大会開催への理解と協力を得る。
- ウ 道民  
広く道民に大会を周知し、来道者に対するまごころのこもった心温まるおもてなしや高校生の活躍に対する応援を通して道民のスポーツへの機運を高め、生涯を通じたスポーツの推進を図る。
- エ 他県からの来道者  
他県に向け、北海道のPRや本道の豊かな自然や文化・歴史的景観などの発信に積極的に取り組み、多くの方々の来道を促進するとともに、リピーターとして訪れる契機とする。

**(3) 主要取組**

前項に示した対象に対する目的を達成するため、次の取組を行う。なお、取組に当たっては、高校生活動の一環として、高校生が主体的な活動を行うことができるよう配慮する。

## ア 大会の広報

- (ア) 大会愛称等の制定及び普及
- (イ) 印刷物、刊行物、屋外広告物、広報グッズ及び各種メディア等による広報
- (ウ) 催事等による広報
- (エ) 高校生活動による広報

## イ 報告書の作成

## ウ 会場地市町に関する観光情報等の提供

## 5 報道対応

### (1) 趣旨

大会の開催に当たり、競技記録を収集し、競技結果を報道機関及び大会関係団体等へ正確かつ迅速に提供するとともに、円滑な報道活動が行われるよう必要な連絡調整を行い、大会報道取材の便宜を図る。

### (2) 報道協議会の設置

報道関係者による協議機関として報道協議会を設置し、報道事業の円滑な運営を図るため、報道に関する連絡調整及び次の業務を行う。

#### ア 報道取材意向調査の実施

取材希望人数等を確認するため、報道取材意向調査を行う。

#### イ 報道のしおりの作成

報道取材における留意事項等を掲載した報道のしおりを作成する。

#### ウ 全国報道者会議の開催

報道取材における留意事項の確認、取材位置の抽選等を行うため、全国報道者会議を開催する。

### (3) 記録センター等の設置

競技記録の収集及び競技結果の提供等、報道事業の円滑な運営を図るため、記録センター及びプレスセンターを設置する。

## 6 おもてなし

### (1) 趣旨

大会の開催に当たり、高校生をはじめ、広く道民や関係機関・団体等の理解と協力のもと、全国から訪れる多くの人々をまごころのこもった温かい「おもてなしの心」で迎えるとともに、本道を訪れた人々の心に残る大会とする。

### (2) 主な対象と目的

#### ア 選手及び監督

選手等が本来の実力を発揮し、最高の結果を収められるよう、競技に集中できる環境を整備するなど、万全の大会準備・運営を行う。

#### イ 大会役員及び大会関係者

大会役員及び大会関係者が大会運営を円滑に行えるよう、運営に集中できる環境を整備する。

## ウ 来場者

主に選手の保護者など、道内外からの来場者に対し、(3)の主要取組などによるおもてなし活動を行う。

### (3) 主要取組

前項に示した対象者の心に残る大会とするため、次の取組を行う。なお、取組に当たっては、高校生活動の一環として、高校生が主体的な活動を行うことができるよう配慮する。

#### ア 会場でのおもてなし

- (ア) 競技会場での分かりやすい案内表示
- (イ) 高校生補助員による案内、誘導
- (ウ) 競技の進行状況・競技結果などの分かりやすい表示
- (エ) 地元製品のPR、販売(市町実行委員会や関係団体との連携)
- (オ) 地域資源(名所、旧跡、観光施設等)の案内、PR(市町実行委員会や関係団体との連携)
- (カ) 競技会場の清掃活動(高校生活動との連携)
- (キ) 草花装飾による歓迎装飾(高校生活動との連携)
- (ク) 横断幕、のぼり旗などでの歓迎装飾

#### イ 主要駅でのおもてなし

会場への玄関口である主要駅において、おもてなしの心で来場者を歓迎することにより、来場者の北海道に対する印象を向上させるため、次の取組を実施する。

- (ア) 総合案内所の設置
- (イ) 会場へのアクセス案内、誘導
- (ウ) 地域資源(名所、旧跡、観光施設等)の案内、PR(市町実行委員会や関係団体との連携)
- (エ) 駅周辺の清掃活動(高校生活動との連携)
- (オ) 草花装飾による歓迎装飾(高校生活動との連携)
- (カ) 横断幕、のぼり旗などでの歓迎装飾

#### ウ 事前アプローチ

出場が決まった学校及び選手の保護者向けに、配宿業務事業者と連携を図り、地域を紹介する各種パンフレットや観光プランの提案などの効果的なPRを実施する。

#### エ その他

大会公式ホームページにより、北海道の魅力発信や会場地市町の紹介などの情報を積極的に発信する。また、SNS等の活用により、大会準備の状況やおもてなし活動に取り組む高校生の様子などを継続的に発信し、効果的なPRを実施する。

## 7 宿泊対策

### (1) 趣旨

大会に参加する都道府県の本部役員、選手、監督、大会役員、競技・運営役員、競技・運営補助員、視察員、報道関係者等(以下「大会参加者」という。)の宿泊については、大会参加者が安心して滞在できるよう快適かつ安全な宿舎の提供に努める。

### (2) 関係機関との連携

宿泊対策については、道実行委員会と市町実行委員会及び関係機関・団体と連携を図る。



(3) **宿舎の確保**

大会参加者の宿舎については、可能な限り競技会場に近い宿泊施設の確保に努める。

(4) **配宿の基準**

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場までの交通の便等を考慮した配宿を行う。

(5) **宿泊料金**

宿泊料金については、全国高等学校総合体育大会中央委員会で決定した料金とする。

(6) **配宿センター**

大会参加者の配宿を広域的に行うため、配宿センターを配置する。

(7) **食事**

食事については、安全かつ衛生的で、食材の品質及び栄養バランス等を十分考慮し、北海道らしい献立とする。

(8) **宿舎の環境整備**

宿泊施設が、安全で快適な環境づくりに努めるよう配宿業務事業者に対し指導する。なお、風紀上又は衛生上支障があると認められる宿泊施設には配宿させない。

## 8 保健医療対策

(1) **趣旨**

大会参加者及び一般観覧者の保健医療については、良好な条件のもとに競技、運営、取材及び観覧ができるよう医療救護、環境衛生及び食品衛生等の対策に万全を期す。

(2) **関係機関との連携**

保健医療については、道実行委員会が市町実行委員会と連携を図り、関係機関・団体の協力を得て行う。

(3) **医療救護対策**

道実行委員会は、市町実行委員会と連携を図り、総合開会式会場、競技会場、練習会場及び宿舎等における大会参加者及び一般観覧者の傷病発生に対し、適切な処置がとれるよう努める。

(4) **環境衛生対策**

道実行委員会は、市町実行委員会と連携を図り、大会参加者及び一般観覧者に清潔で良好な環境を提供するため、大会で使用する施設及びこれらの周辺における環境浄化に努める。

(5) **食品衛生対策**

道実行委員会は、市町実行委員会と連携を図り、大会参加者及び一般観覧者の食品、飲料水等に起因する事故の未然防止に努める。

## 9 輸送交通対策

(1) **趣旨**

大会参加者及び一般観覧者の輸送交通については、関係機関・団体等と連携を図り、道路及び交通状況を十分考慮し、安全で円滑な輸送に努める。

(2) **総合開会式の輸送交通対策**

ア 総合開会式の輸送交通計画の策定及び実施については、道実行委員会が行う。

イ 道実行委員会は、総合開会式会場及びその周辺における安全で円滑な輸送方法を確保するため、関係機関・団体と連携を図り、必要な交通対策を講ずる。

ウ 総合開会式の会場及び会場周辺には、原則として、駐車場は設けない。

### (3) 競技種目別大会の輸送交通対策

ア 競技種目別大会の輸送交通計画の策定及び実施については、市町実行委員会が行う。

イ 市町実行委員会は、競技種目別大会会場及びその周辺における安全で円滑な輸送方法を確保するため、関係機関・団体と連携を図り、必要な交通対策を講ずる。

### (4) 輸送交通の案内

大会期間中の輸送方法及び交通規制等については、各種媒体による広報活動を通して大会関係者及び道民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて案内所や案内表示板を設置し、交通混雑の緩和及び車両の的確な誘導に努める。

## 10 警備防災対策

### (1) 趣旨

大会における警備・防災対策については、関係機関・団体等と連携を図り、大会の安全かつ円滑な運営に努める。

### (2) 総合開会式の警備防災対策

総合開会式の警備防災計画の策定及び実施については、道実行委員会が関係機関・団体等と連携を図り行うものとし、その主要業務は次のとおりとする。

#### ア 警備業務

- (ア) 一般観覧者等の整理・誘導及び事故防止
- (イ) 会場内外の関係付属物件の保安・警備
- (ウ) 事故発生時の避難誘導及び緊急自動車の出動に伴う交通整理・誘導
- (エ) 会場周辺の警備及び犯罪の防止
- (オ) その他必要な業務

#### イ 防災業務

- (ア) 屋内外の火気の取扱い指導及び火災の防止
- (イ) 危険物等の取扱いの指導
- (ウ) 避難通路及び避難口の確保
- (エ) 災害時の避難誘導の計画
- (オ) その他必要な業務

### (3) 競技種目別大会の警備防災対策

各競技会場、練習会場における警備防災計画の策定及び実施については、市町実行委員会を中心となり、関係機関・団体等と連携を図り、総合開会式の警備及び防災の業務に準じて行う。

### (4) 大会期間中における危機管理対策

大規模災害等緊急事案が発生した場合の対応については、道実行委員会が、市町実行委員会及び関係機関・団体等と連携を図り、迅速かつ的確な対策を講ずる。

## 11 高校生活動

### (1) 趣旨

大会においては、競技に出場「する」高校生のみならず、「支える」の観点から、地元の高校生が積極的に大会の成功に向けて取り組む姿を全国にアピールする舞台となるよう高校生活動を推進する。活動に当たっては、地元の高校生が企画・準備・運営に自らの創意工夫をもって取り組めるよう道実行委員会、道高体連、市町実行委員会及び関係機関・団体等とも連携を図る。

### (2) 活動体制

高校生の活動を円滑に推進するため、「北海道高校生活動推進委員会（以下「道推進委員会」という。）」を組織する。道推進委員会は主に道内の高校生で構成し、広報・おもてなし活動、総合開会式の運営を行う。

また、道推進委員会のもとに地区（支部）推進委員会を置き、会場地市町で行われる運営補助等を行う。活動は、自主的な発意によるもののほか、道実行委員会及び市町実行委員会からの依頼に基づいて行う。

### (3) 主要取組

#### ア 広報・おもてなし活動

広報活動、各学校への啓発活動、総合案内所設置及び運営、記念品製作、観光地紹介、地元物産PRなど

#### イ 運営補助（総合開会式及び各競技種目別大会）

総合開会式運営補助、各競技種目別大会運営補助及び競技補助員（公式審判含む。）など

#### ウ 総合開会式及び競技種目別開会式出演

式典放送・式典音楽（合唱・吹奏楽）・公開演技・先導隊・総合開会式挨拶など

#### エ 草花装飾・環境美化活動

各会場及び会場周辺やPR活動として適した場所における装飾用草花の栽培育成・試験栽培・草花アレンジ、会場周辺美化活動など

#### オ その他の活動

## 令和5年度全国高等学校総合体育大会 北海道実行委員会会則（案）

（名称）

第1条 この会は、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、令和5年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）を北海道において円滑に実施するため必要な業務を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な総合企画に関すること。
- (2) 総合開会式に関すること。
- (3) 競技種目別大会に対する協力及び支援に関すること。
- (4) その他大会開催準備に必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 実行委員会は、別表に掲げる者により構成する。

2 委員は、大会の開催に係る機関及び団体の役職員等のうちから会長が委嘱する。

（役員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

（役員を選任）

第6条 会長は、北海道知事をもって充てる。

2 副会長は、北海道議会議長、北海道教育委員会教育長をもって充てる。

3 監事は、北海道会計管理者兼出納局長をもって充てる。

（役員職務）

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する順位により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

2 委員が就任時における所属機関及び団体の役職員等を離れた場合において、その委員は辞任したものとみなし、当該団体の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(報酬)

第8条の2 役員、委員は無報酬とする。

(会議)

第9条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 専門部会

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長があらかじめ指名した者がこれに当たる。

3 総会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 大会開催の総括的企画及び運営に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 専門部会への委任に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

4 総会は委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席する委員があらかじめ会長あて、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該委員の数を出席委員の数に加えることができる。

5 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

6 総会の議事は、出席委員（第5項に規程する代理人を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 第4項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴することができる。この場合において、全ての委員の過半数が当該事項に同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。

- (1) 緊急を要する場合であって、総会を招集する時間的余裕がないと認められるとき
- (2) 災害の発生、感染症のまん延等により総会を招集することが困難と認められるとき
- (3) 審議事項の内容等により、総会を招集する必要がないと認められるとき

(専門部会)

第11条 専門部会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 専門部会は、総会から委任された事項について調査・審議し、その結果を総会に報告する。
- 3 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専決処分)

第12条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項のうち軽易なものについて、専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、北海道教育庁学校教育局高校総体推進課内に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 負担金
- (2) 協賛金
- (3) その他の収入

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算については総会の議決により定め、収支決算については監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたときをもって解散する。

(残余財産)

第18条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、北海道教育庁に帰属するものとする。

(剰余金及び欠損金の処理)

第19条 実行委員会が解散するときに剰余金及び欠損金が発生する見込みとなった場合には、実行委員会の決定によりこれを処理しなければならない。

(事故の処理)

第20条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得てこれを処理しなければならない。

(解散後における事務の処理)

第21条 実行委員会の解散の後、大会に関する問い合わせその他の事務については、北海道教育庁において処理する。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和3年6月8日から施行する。
- 2 令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道準備委員会が決定した事項は、実行委員会が継承する。

附 則

この会則は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。

## 別表（第4条関係）

## 令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会構成員（案）

区分	役職名		区分	役職名		
会長	北海道知事	1	委員	(一財)北海道剣道連盟会長	46	
副会長	北海道議会議長	2		北海道レスリング協会会長	47	
	北海道教育委員会教育長	3		北海道弓道連盟会長	48	
委員	北海道総務部長	4		北海道ボクシング連盟会長	49	
	北海道総合政策部長	5		北海道ウエイトリフティング協会会長	50	
	北海道環境生活部長	6		北海道フェンシング協会会長	51	
	北海道保健福祉部長	7		北海道ボート協会会長	52	
	北海道経済部長	8		北海道山岳連盟会長	53	
	北海道建設部長	9		北海道空手道連盟会長	54	
	北海道警察本部交通部長	10		北海道自転車競技連盟会長	55	
	北海道警察本部警備部長	11		北海道アーチェリー連盟会長	56	
	札幌市長	12		北海道少林寺拳法連盟会長	57	
	江別市長	13		北海道なぎなた連盟会長	58	
	千歳市長	14		北海道高等学校体育連盟会長	59	
	恵庭市長	15		北海道中学校体育連盟会長	60	
	石狩市長	16		北海道高等学校長協会会長	61	
	室蘭市長	17		北海道中学校長会会長	62	
	苫小牧市長	18		北海道私立中学校高等学校協会会長	63	
	函館市長	19		北海道高等学校文化連盟会長	64	
	北斗市長	20		北海道高等学校PTA連合会会長	65	
	旭川市長	21		(一社)北海道医師会会長	66	
	上川町長	22		(公社)北海道看護協会会長	67	
	東川町長	23		(公社)北海道観光振興機構会長	68	
	美瑛町長	24		北海道ホテル旅館生活衛生同業組合理事長	69	
	上富良野町長	25		(公社)北海道食品衛生協会会長	70	
	網走市長	26		北海道旅客鉄道(株)代表取締役社長	71	
	帯広市長	27		札幌市交通局局長	72	
	釧路市長	28		(一社)北海道バス協会会長	73	
	釧路町長	29		(一社)北海道ハイヤー協会会長	74	
	(公財)北海道スポーツ協会会長	30		(一社)北海道商工会議所連合会会頭	75	
	(一財)北海道陸上競技協会会長	31		北海道商工会連合会会長	76	
	北海道体操連盟会長	32		全国消防長会北海道支部長	77	
	(一財)北海道水泳連盟会長	33		日本放送協会札幌放送局長	78	
	(一財)北海道バスケットボール協会会長	34		北海道放送(株)代表取締役社長	79	
	北海道バレーボール協会会長	35		札幌テレビ放送(株)代表取締役社長	80	
	北海道卓球連盟会長	36		北海道テレビ放送(株)代表取締役社長	81	
	北海道ソフトテニス連盟会長	37		北海道文化放送(株)代表取締役社長	82	
	北海道テニス協会会長	38		(株)テレビ北海道代表取締役社長	83	
	北海道バドミントン協会会長	39		(株)北海道新聞社代表取締役社長	84	
	北海道ソフトボール協会会長	40		(株)朝日新聞社北海道支社長	85	
	北海道ハンドボール協会会長	41		(株)毎日新聞社北海道支社長	86	
	(公財)北海道サッカー協会会長	42		(株)読売新聞東京本社北海道支社長	87	
	北海道ホッケー協会会長	43		(株)日本経済新聞社札幌支社長	88	
	北海道相撲連盟会長	44		監事	北海道会計管理者兼出納局長	89
	(一社)北海道柔道連盟会長	45				



○令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会会則（新旧対照表）

新			旧		
第1条～第8条第2項（略）			第1条～第8条第2項（略）		
3 削除			3 会長は、前二項の規定により委員の変更があった場合は、次の総会において報告する。		
第8条の2～第22条（略）			第8条の2～第22条（略）		
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">この会則は、令和 年 月 日から施行する。</p>					
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分	役職名		区分	役職名	
委員	<u>日本放送協会札幌放送局長</u>	78	委員	日本放送協会札幌拠点放送局長	78

# 令和5年度全国高等学校総合体育大会 入賞メダル意匠案



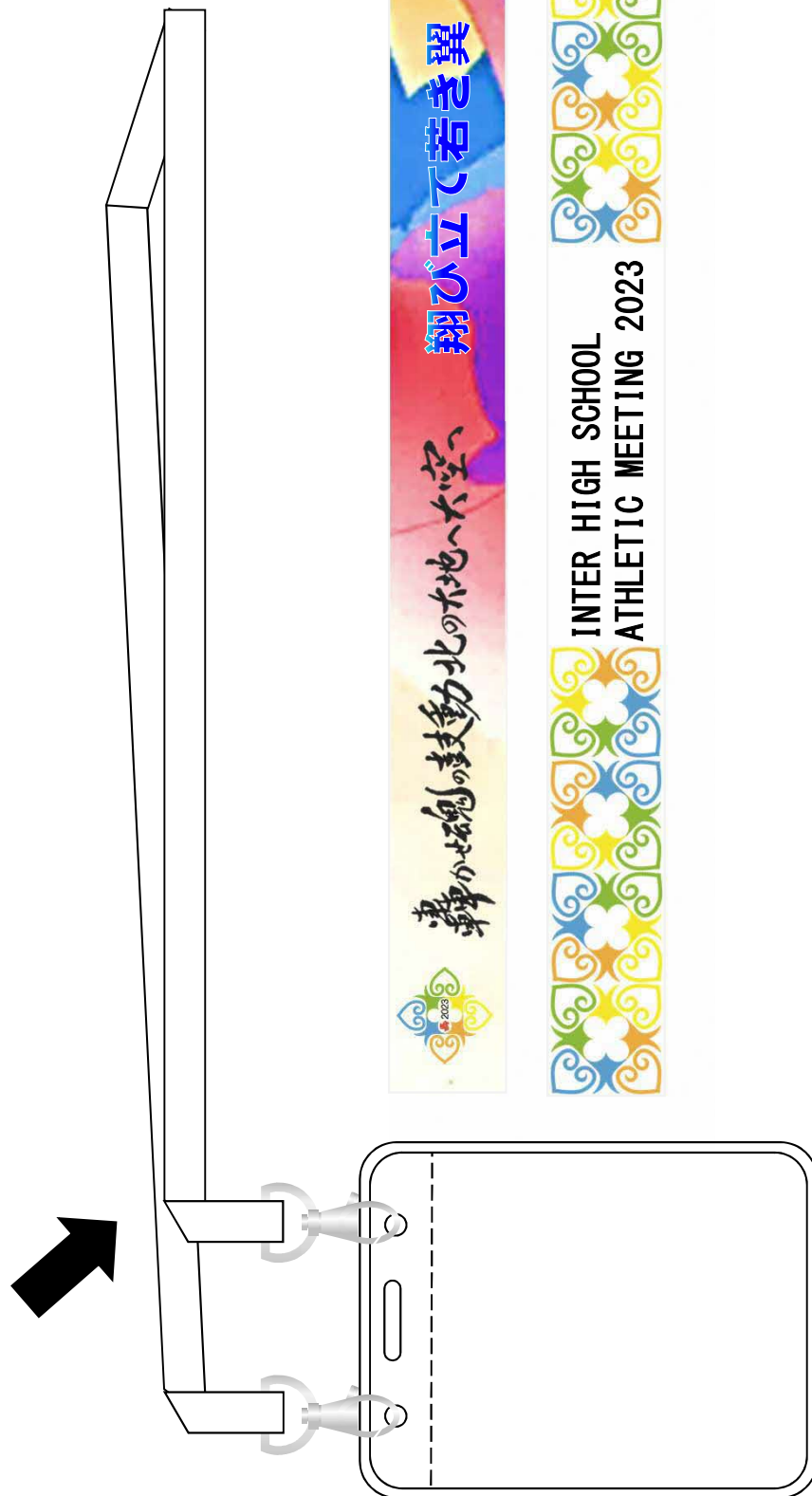
表



裏



# 令和5年度全国高等学校総合体育大会 参加章・IDカードケースストラップ意匠案



令和5年度全国高等学校総合体育大会  
北海道実行委員会 令和3年度収支決算(案)

## 【収入】

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
北海道負担金	46,980,000	46,980,000	0	北海道からの負担金
雑収入	0	274	274	預金利息
収入合計	46,980,000	46,980,274	274	

## 【支出】

(単位:円)

項目	予算額	決算額	残額	主な経費内訳
<b>1 総務企画費</b>	<b>7,188,000</b>	<b>1,495,530</b>	<b>5,692,470</b>	
1-1 事務局運営費	7,038,000	1,495,530	5,542,470	各種会議出席、先催県視察に係る旅費 道実行委員会事務局運営に要する経費(消耗品、切手代等)
1-2 実行委員会開催経費	150,000	0	150,000	
<b>2 広報活動費</b>	<b>13,676,000</b>	<b>740</b>	<b>13,675,260</b>	
2-1 広報専門部会開催経費	301,000	740	300,260	広報専門部会打合せに係る旅費
2-2 広報活動費	13,375,000	0	13,375,000	
<b>3 競技関係費</b>	<b>10,766,000</b>	<b>3,038,450</b>	<b>7,727,550</b>	
3-1 競技専門部会開催経費	3,066,000	907,590	2,158,410	競技専門部会出席に係る旅費
3-2 大会開催調査費	2,900,000	581,330	2,318,670	会場地(大会)視察調査に係る旅費
3-3 競技役員等養成事業費	4,800,000	1,549,530	3,250,470	競技役員等養成経費【12競技実施】
<b>4 式典関係費</b>	<b>4,173,000</b>	<b>36,942</b>	<b>4,136,058</b>	
4-1 式典専門部会開催等経費	720,000	26,920	693,080	式典専門部会・分科会出席、会場地視察に係る旅費
4-2 式典活動費	3,453,000	10,022	3,442,978	式典用消耗品
<b>5 宿泊・衛生費</b>	<b>262,000</b>	<b>0</b>	<b>262,000</b>	
5-1 宿泊・衛生専門部会開催経費	262,000	0	262,000	
<b>6 輸送・警備費</b>	<b>319,000</b>	<b>0</b>	<b>319,000</b>	
6-1 輸送・警備専門部会開催経費	319,000	0	319,000	
<b>7 高校生活動費</b>	<b>10,596,000</b>	<b>676,946</b>	<b>9,919,054</b>	
7-1 高校生活動専門部会開催等経費	6,444,000	676,946	5,767,054	高校生活動専門部会打合せに係る旅費・消耗品
7-2 高校生活動経費	4,152,000	0	4,152,000	
支出合計	46,980,000	5,248,608	41,731,392	

	収入合計	支出合計	次期繰越額	
次期繰越額(収入合計－支出合計)	46,980,274	5,248,608	41,731,666	

# 監査報告

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会会則第7条第3項の規定に基づき、令和3年度の収支決算に関する証拠書類及び会計帳簿について監査した結果、適正に処理されていることを認める。

令和 4年 5 月 17 日

監 事

北海道会計管理者兼出納局長

水戸部 裕



令和5年度全国高等学校総合体育大会  
北海道実行委員会 令和4年度収支予算(案)

## 【収入】

(単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
北海道負担金	107,417,000	46,980,000	60,437,000	北海道からの負担金
繰越金	41,731,666	0	41,731,666	
収入合計	149,148,666	46,980,000	102,168,666	

## 【支出】

(単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	主な経費内訳
<b>1 総務企画費</b>	<b>11,189,744</b>	<b>7,188,000</b>	<b>4,001,744</b>	
1-1 事務局運営費	10,739,744	7,038,000	3,701,744	各種会議出席、先催県視察 道実行委員会事務局運営に要する経費
1-2 実行委員会開催経費	450,000	150,000	300,000	道実行委員会開催経費
<b>2 広報活動費</b>	<b>58,677,260</b>	<b>13,676,000</b>	<b>45,001,260</b>	
2-1 広報専門部会開催経費	614,260	301,000	313,260	広報専門部会、報道協議会開催経費(委員旅費・会場使用料)
2-2 広報活動費	58,063,000	13,375,000	44,688,000	大会ホームページ作成 広報用物品製作経費
<b>3 競技関係費</b>	<b>26,904,550</b>	<b>10,766,000</b>	<b>16,138,550</b>	
3-1 競技専門部会開催等経費	2,956,410	3,066,000	-109,590	競技専門部会開催経費(委員旅費・会場使用料) 地図作成費
3-2 大会開催調査費	15,897,670	2,900,000	12,997,670	会場地(大会)視察調査経費
3-3 競技役員等養成事業費	8,050,470	4,800,000	3,250,470	競技役員等養成経費
<b>4 式典関係費</b>	<b>27,281,058</b>	<b>4,173,000</b>	<b>23,108,058</b>	
4-1 式典専門部会開催等経費	13,259,080	720,000	12,539,080	式典専門部会・分科会等開催経費(講師謝金・講師旅費・委員旅費・会場使用料)、先催県視察経費
4-2 式典活動費	13,448,978	3,453,000	9,995,978	式典用消耗品、物品・音楽製作経費等
4-3 行啓関係費	573,000	0	573,000	宮内庁との打合せ経費
<b>5 宿泊・衛生費</b>	<b>661,000</b>	<b>262,000</b>	<b>399,000</b>	
5-1 宿泊・衛生専門部会開催経費	661,000	262,000	399,000	宿泊・衛生専門部会開催経費(委員旅費・会場使用料) 先催県視察旅費
<b>6 輸送・警備費</b>	<b>1,321,000</b>	<b>319,000</b>	<b>1,002,000</b>	
6-1 輸送・警備専門部会開催等経費	1,321,000	319,000	1,002,000	輸送・警備専門部会開催経費(委員旅費・会場使用料) 輸送・警備用印刷物作成費
<b>7 高校生活動費</b>	<b>23,114,054</b>	<b>10,596,000</b>	<b>12,518,054</b>	
7-1 高校生活動専門部会開催等経費	15,647,054	6,444,000	9,203,054	高校生活動専門部会開催経費(委員旅費・会場使用料) 各種推進委員会開催経費、先催県視察経費
7-2 高校生活動経費	7,467,000	4,152,000	3,315,000	高校生活動用制作費
合計	149,148,666	46,980,000	102,168,666	